

# 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
9月号

社会保険労務士・行政書士  
関島康郎

〒125-0041  
東京都葛飾区東金町2-7-12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP：<http://www.srseki.info>



(芙蓉)

## 65歳までの希望者全員の雇用 来年4月1日から施行 経過措置あり

希望者全員を65歳まで雇用することを企業に義務付ける「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が8月29日参議院本会議で可決・成立しました。

本法律は、60歳以降継続雇用制度の対象者を労使協定を締結すれば限定できる仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

- 1 事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとしている規定（以下「対象者基準に係る規定」という。）を削除する。
- 2 継続雇用制度には、対象となる高年齢者が、定年後に子会社や関連会社など特殊な関係にある事業主に引き続き雇用される場合も含まれるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、事業主に対し高年齢

者雇用確保措置を講ずべきことを勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成25年4月1日から施行する。
- 2 対象者基準に係る規定により継続雇用制度を導入したものとみなされる事業主については、対象者基準に係る規定は、平成37年3月31日までの間は、なおその効力を有するものとし、対象者の年齢を段階的に引き上げる。

### 実際には今後12年かけての段階的实施

この法律は、継続雇用基準を設け、その基準に該当しない従業員について65歳までの継続雇用を拒否できるとしている企業については、平成37年3月31日までの段階的实施という経過措置の適用を受けられることを意味しています。

# 老齢年金受給資格 保険料納付10年に 平成27年10月から

老齢年金の受給資格期間短縮等の「国民年金法等の一部を改正する法律」が8月10日成立、同月22日公布されました。改正の主要項目はつぎのとおりです。

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、現在25年となっている受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2の恒久化を定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 週20時間以上の短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(従業員数301人以上の企業が対象、平成28年10月から施行)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金

額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

(注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税金(消費税金)を充てる。

なお、原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除されています。

## 受給資格期間の短縮の改正内容

◆ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金 寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

◆ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

◆ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

## 65歳以上の無年金者(42万人)の納付済み期間の分布

納付済み期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない

(平成19年 旧社会保険庁調べ)

# 有期労働契約が5年を超えると無期に

## 労働契約法が改正

「労働契約法の一部を改正する法律」が8月10日に公布されました。

今回の改正では有期労働契約について下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、嘱託など職場の呼称にかかわらず、有期労働契約であれば、新しい規定の対象になります。

### 改正法の3つのルール

#### I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる規定です。

※ 5年のカウントは、この規定の施行日以後に開始する有期労働契約が対象です。施行日前に既に開始している有期労働契約は5年のカウントに含めません。

また、通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込みをしなかったときでも、次の更新以降に無期転換の申込みができます。

有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一使用者の下で働いていない期間）が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めません。これをクーリングといいます。

また、通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間があるとそれ以前の有期労働契約は5年のカウ

ントに含めません（詳細は厚生労働省令で定められます）。

#### II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。すなわち、次の場合には、使用者による雇止めが認められなくなります。

- ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
- ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

上記の①、②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

#### III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることが禁止されます。

#### 施行期日

II：平成24年8月10日（公布日）

IとIII：公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

**●「小規模起業」1万社に助成制度 経産省**

経済産業省は、小規模な会社を設立する場合に、1社あたり数百万円程度の補助金を支給する制度を2013年度から新設する方針を明らかにした。若者らの起業を促すことにより地域に密着した企業を増やし、新たな雇用を創出して独自技術を開発させるのがねらい。5年で1万社を支援する考え。(8月29日)

**●メタボの人の医療費は年8~12万円割高**

厚生労働省の調査で、「メタボリック症候群」の人の医療費が、そうでない人と比べて年額8万~12万円も高いことがわかった。「非メタボ」の人との比較で、メタボの男性は40~49歳の層で医療費が年約10万円高く、女性では70~74歳の層で約9万円高かった。(8月27日)

**●厚年基金「脱退認める」長野地裁**

長野県建設業厚生年金基金の加入事業所が、財政悪化を理由として基金からの脱退を求めている訴訟で、長野地裁は「やむを得ぬ理由」があるとして脱退を認める判決を言い渡した。同基金では2010年に23億円の使途不明金が発覚しており、これが「やむを得ぬ理由」と結論付けられた。脱退を検討する企業は増加傾向にあり、今後同様の動きが広がる可能性もある(8月25日)。

**●認知症高齢者、305万人=予想上回る**

厚生労働省は、2012年の認知症高齢者が推計で305万人に上ると発表した。65歳以上人口の約10%を占める。従来の予想を上

回るペースの増加で、20年には400万人を超える見通しだ。(8月24日)

**●「共通番号制度」導入見送りの見通し**

国民1人ひとりに番号を割り振る「社会保障と税の共通番号制度に関する法案」(マイナンバー法案)の今国会での成立が、与野党の対立激化が原因で見送られる見通しとなった。民主党が検討している「給付付き税額控除」の前提にもなっているため、消費増税に向けた低所得者対策に影響が出るものとみられる。(8月23日)

**●低所得の年金受給者や障害者に給付金**

政府は、低所得の年金受給者や障害者に福祉的な給付金を支給する「年金生活者支援給付金法案」を閣議決定した。年金を含めた年間所得が77万円以下の500万人に月額5,000円(上限)を配る。消費税率を10%に引き上げる2015年10月から実施する考え。(8月1日)

**●新卒採用人数「増えた」企業が46.6%**

経団連は、新卒採用に関するアンケート調査(582社が回答)の結果を発表し、2012年春入社を採用人数について「増えた」と回答した企業は46.6%(前年度比8.5ポイント増)、「減った」と回答した企業は29.5%(同6.8ポイント減)だったことがわかった。(7月31日)

